

「国民の安心・安全と持続的な成長に
向けた総合経済対策」
(令和 6 年11月22日閣議決定)
について

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和6年11月22日閣議決定) 労働関係施策抜粋資料

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

1. 賃上げ環境の整備 ～足元の賃上げに向けて～

(1) 最低賃金の引上げ

2024年度の改定後の最低賃金額は全国加重平均で1,055円、引上げ幅51円は2021年以降連続して過去最高額となった。適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。このため、最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、早急に政労使の意見交換を開催し、議論を開始する。2025年の春季労使交渉に向けた意見交換も行う。

今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。

中小企業の業務改善や設備投資に対する支援を充実する。(略)

(4) 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備

持続的・構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革を推進する。

改正雇用保険法によるリ・スキリング支援策について周知広報を行い、デジタル分野等を含め、就職氷河期世代を始めとする全世代のリ・スキリングを支援する。団体等検定の合格に向けた講座を教育訓練給付の対象講座に加え、人手不足分野を中心として、業界内における検定合格者の適切な評価と処遇改善につなげる。技能者の育成、技能継承の取組を推進する。産官学連携によるリカレント教育プログラムの実施を支援する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和6年11月22日閣議決定) 労働関係施策抜粋資料

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

(4) 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備（続き）

ジョブ型人事の導入を促進するため、多様な導入企業の事例が詳細に掲載された「ジョブ型人事指針」の周知・普及に取り組む。

ハローワーク職員のキャリアコンサルタントの資格取得を促進するとともに、民間のキャリアコンサルタントの協力を得て、転職やキャリアアップに向けた相談支援を充実する。キャリアコンサルタントが労働者に指導・助言を行う際の参考として、民間の求人情報について、2024年度内に、ニーズの高い職種等の求人動向や賃金水準の情報提供を開始する。2025年度以降、職種・地域の拡大やハローワークの保有情報との集約を進める。（略）

人手不足への対応が急務となる中、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働く時間を延長することができる環境づくりを後押しする。「年収の壁・支援強化パッケージ」について、申請書類の簡素化、審査の迅速化、年収の壁突破・総合相談窓口におけるワンストップ相談体制の整備によって、新たに社会保険の対象となる短時間労働者をきめ細かく支援することと併せて、制度の見直しに取り組む。

非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換や処遇改善を支援するため、キャリアアップ助成金の活用、都道府県労働局・労働基準監督署の連携による同一労働同一賃金の遵守徹底を進める。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和6年11月22日閣議決定) 労働関係施策抜粋資料

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

(4) 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備（続き）

改正育児・介護休業法による子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、育児・介護に直面した労働者に対する両立支援制度の個別周知・意向確認等の履行徹底に取り組む。労働者の希望に応じた育児休業の取得に向けた環境整備に取り組む中小企業への支援を拡充する。生活時間・睡眠時間を確保する勤務間インターバル制度、テレワーク、選択的週休3日制、「多様な正社員」制度の導入企業の拡大に取り組む。

自爆営業に関連する言動について、2024年度内に、違法行為・パワーハラスメントに該当し得る類型・例を明確に示す。副業・兼業については、これまでの周知の取組に加え、2024年度内に、副業・兼業に係る競業避止義務の内容を明確化し、営業秘密の保護と両立する形での副業・兼業を円滑化する。フリーランス・ギグワーカーに対する一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態について、2024年度内に調査を行う。36協定の内容が各事業場で異なる場合について、2024年度内に、オンラインによる本社の一括届出を可能とする。会社分割時における会社から労働者・労働組合への通知や労働者からの異議申立について、2024年度内に、電子化に向けた検討を行う。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和6年11月22日閣議決定) 労働関係施策抜粋資料

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

2. 新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）の展開 ～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～

（1）「新しい地方経済・生活環境創生本部」による新たな地方創生の起動

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に取り組む。具体的には、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくる。このため、魅力ある仕事づくり、男女間・地域間の賃金格差の是正、非正規雇用労働者の処遇改善、働き方改革、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組等を推進する。（略）

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和6年11月22日閣議決定) 労働関係施策抜粋資料

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第3節 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～

1. 自然災害からの復旧・復興

令和6年能登半島地震やその後の豪雨により度重なる被害を受けた能登半島の復旧及び創造的復興を一層加速する。道路の早期復旧、災害公営住宅の建設など住まいの確保、災害廃棄物処理の加速化等の生活環境の整備、心のケアの充実を含め被災者の生活再建を進めるとともに、産業の再建支援や雇用対策など、被災事業者のなりわいの再建、国定公園施設の復旧を進める。令和6年能登半島地震を含め、近年の自然災害で被災したインフラや病院、学校等の公共施設等の復旧を進める。今後も、甚大な豪雨被害や地震被害が発生した場合は、その復旧・復興に当たっては、これまでに策定した支援パッケージを踏まえながら、早急にかつ柔軟に対応する。

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

(1) 防犯対策の強化

いわゆる「闇バイト」による強盗・詐欺への対策を強化する。多くの国民がその被害に遭う、又は、意図せず犯行に加担することのないよう取り組む一方で、犯罪者については、そのツールを奪い、あるいは、逃がさないよう、厳正に対処する。具体的には、警察による広報や相談対応、犯罪者グループの取締りに必要な体制の確保や装備資機材の高度化を進める。犯罪実行者募集に関するサイバーパトロールや求人メディア事業者及びSNS事業者に対する犯罪実行者募集情報の掲載防止及び削除の依頼等の取組を推進する。(略)

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和6年11月22日閣議決定) 労働関係施策抜粋資料

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第3節 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

(4) 女性・高齢者の活躍・参画の推進

(女性)

女性の賃金・所得向上・経済的自立を進める観点から、2024年度内を目途に、企業における男女間賃金差異の公表義務の対象拡大に向けた検討を進め、結論を得る。

(中略) 労働者の希望に応じた育児休業の取得に向けた環境整備に取り組む中小企業への支援を拡充する。非正規雇用労働者に女性が多いことを踏まえ、キャリアアップ助成金の活用等により、希望者の正社員転換や処遇改善を支援する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」 (令和6年11月22日閣議決定) 労働関係施策抜粋資料

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第3節 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

(4) 女性・高齢者の活躍・参画の推進

(高齢者)

高齢者の体力的な若返りや長寿化が進む中、高齢者がそれぞれの意欲や能力に応じた就労や社会活動への参画を行い、その能力を発揮するための環境整備を進める。高齢者の賃金・所得向上とともに、Well-beingの高い社会の実現につなげる。

65歳超雇用推進助成金の積極活用を促し、雇用主による65歳以上の年齢への定年延長や66歳以上の継続雇用制度の導入を支援する。高齢者を含め、きめ細かいサポートが必要な求職者に対し、伴走型で職業相談・就職支援を推進する。意欲ある高齢者の就労を促進するため、シルバー人材センターにおいて、高齢者向けの就業支援機器を貸与するモデル事業を実施するとともに、フリーランスの取引に関する新たな法律の内容等を説明する専門員を配置し、会員が安心して就労できる環境を整備する。